



令和5年度埼玉県立大宮高等学校

生徒募集要項

〒330-0834

埼玉県さいたま市大宮区天沼町2-323

電話 048(641)0931

FAX 048(640)1965

I 募集人員及び出願資格等

1 募集人員

普通科 320名(男・女) ※転編入学枠2名を含む
理数科 40名(男・女)

2 出願資格

原則として保護者とともに県内に居住し、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たす者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和5年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和5年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和5年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)

II 一般募集

1 出願手続

(1) 出願書類

- ア 入学願書、受検票、調査書
- イ 入学選考手数料

「入学願書」の所定の位置に埼玉県収入証紙(2,200円)を貼って、消印しないで提出すること。なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

出身中学校長(在学中中学校長を含む。以下同じ。)が、本校及び埼玉県教育局高校教育指導課に提出する。

(2) 出願書類の提出方法、提出期間及び受付時間

ア 志願者又は出身中学校長が提出するもの(原則、中学校がまとめて郵送による出願とする)

方法	提出書類	提出期間及び受付時間
中学校がまとめて郵送	入学願書・受検票・調査書を受検生ごとにまとめて、送付票を同封する。	令和5年2月9日(木)を配達指定日とすること。
中学校がまとめて持参		令和5年2月9日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
志願者が郵送	入学願書・受検票・調査書を同封する。	令和5年2月9日(木)を配達指定日とすること。
志願者が持参	入学願書・受検票・調査書を同時に提出する。	令和5年2月10日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 令和5年2月13日(月)午前9時から正午まで

イ 出身中学校長が提出するもの

方法	提出書類	提出期間及び受付時間
郵送	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表	令和5年2月9日(木)を配達指定日とすること。
持参		令和5年2月10日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 令和5年2月13日(月)午前9時から正午まで

(3) 出願書類提出の注意事項

- ア 郵送する場合は、「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」又は「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。
- イ 上記(1)の他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
- ウ 志願者が持参する場合は、入学願書等が受理された後、その場で「受検票」が交付される。
その他の場合は、提出の際、「受検票」の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額(223円分)の切手を貼ること。交付された「受検票」は、2月13日(月)午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続を行う。

2 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

3 第2志望

普通科、理数科相互に第2志望を認める。その際、選抜及び各得点の換算は、学科ごとに行う。

第2志望を希望する場合の「入学願書」の記入に当たっては、「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

4 志願先変更（窓口受付のみ）

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和5年2月15日（水）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月16日（木）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 手続

出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び「受検票」を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。なお、志願先変更は、持参による手続とする。

(3) 入学選考手数料

全日制の課程の県立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。

定時制の課程から本校へ志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に不足分の額の埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納入すること。

(4) 本校普通科、理数科相互の志願先変更及び第2志望のみの変更を認める。この場合も(1)、(2)及び(3)による。

5 志願取消（窓口受付のみ）

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び「受検票」を速やかに本校校長に持参により提出する。

6 学力検査

(1) 志願者は、令和5年2月22日（水）に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は「9 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。出題範囲は、「令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における学力検査問題の出題の基本方針並びに学力検査の実施教科及び出題範囲について」による。英語にはリスニングテストを含む。また、数学、英語の学力検査については、「学校選択問題」を実施する。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8：45～ 9：20	9：25～ 10：15 (50分)	休 憩	10：35～ 11：25 (50分)	休 憩	11：45～ 12：35 (50分)	昼 食	13：30～ 14：20 (50分)	休 憩	14：40～ 15：30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

(6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。

(7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、「入学者選抜実施要項」による。

(8) 学力検査当日に、次のア、イに該当する志願者は、学力検査を受検することができない。出身中学校長は2月24日（金）正午までに「追検査受検願」を本校校長に提出することにより追試験を受検することができる。

ア 新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている者

イ 「健康状態チェックリスト」により志願者自身が体調確認を行い、「健康状態チェックリスト」に該当する者

(9) 無症状等の一定の条件を満たす濃厚接触者は本校で別室受検となる。出身中学校長は本校校長に連絡するとともに、2月21日（火）までに「濃厚接触者による学力検査受検願」を本校校長に提出すること。

7 選抜

選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。なお、理数科は、数学と理科において傾斜配点を実施する。

8 入学許可候補者の発表

(1) 令和5年3月3日（金）午前9時に、入学許可候補者の受検番号を埼玉県教育委員会の掲載専用ホームページに掲載する。また同日午前10時に本校内特設掲示板に掲示する。

(2) 入学許可候補者は、令和5年3月3日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までに、本校において選抜結果通知書等の交付書類を受け取ること。受領の際は「受検票」を持参すること。

(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

9 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和5年3月6日（月）に実施する追検査を受検することができる。
 - ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
 - イ 学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者（体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科のみ受検できる）
- (2) 出身中学校長は、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」を令和5年2月24日（金）正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」及び「追検査受検者個人カード」を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。また、数学、英語の追検査については、「学校選択問題」を実施する。なお、「帰国生徒特別選抜による募集」、「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」においては、追検査当日に面接を行う。
- (5) 追検査会場は、本校とする。また、日程・配点は「6 学力検査」に準ずる。
- (6) 追検査当日はチェックリストの活用を求めない。追検査当日の朝、志願者が体調不良の場合は、出身中学校長は本校校長に連絡をする。体調等の状況により、別室受検等とする。なお、無症状の濃厚接触者は、別室受検とする。
- (7) 追検査の入学許可候補者発表は、令和5年3月8日（水）午前9時に電話で行う。入学許可候補者には、令和5年3月8日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までに、本校において選抜結果通知書等の交付書類を受け取る。受領の際は「受検票」を持参すること。

III 帰国生徒特別選抜による募集

1 実施及び募集人員

一般募集に併せて実施する。募集人員は普通科8名、理数科1名とし、「I 1 募集人員」に示す枠内に含まれる。

2 出願資格

「I 2 出願資格」に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
 - (2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者
- ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和5年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

「II 一般募集 1 出願手続」に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 志願者は、「入学願書」、「受検票」とともに「海外在住状況説明書」を本校校長に提出する。
「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受ける。
- (2) 「入学願書」を受理した場合は、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」を交付する。
- (3) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜の「自己申告書」は、提出することができない。
- (4) 第2志望を希望する場合は、「入学願書」の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。
- (5) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、「V 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続き等」に定めるところにより、必要な手続きを行わなければならない。

4 志願先変更

帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。その他は「II 一般募集 4 志願先変更」に準ずる。

5 学力検査

「II 一般募集 6 学力検査」に準ずる。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査を受検しない。一般募集における社会及び理科の学力検査の時間は、本校校長の指示に従うこと。面接を令和5年2月22日（水）に実施する。面接方法は、個人面接とする。

6 選抜

選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。なお、帰国生徒特別選抜では理数科での傾斜配点は実施しない。

7 その他

ここで定めた内容以外の事項については、「II 一般募集」に準じる。

IV 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 実施及び募集人員

一般募集で実施する。募集人員は定めず選抜し、「I 1 募集人員」に示す枠内に含まれる。

2 出願資格

令和5年3月31日までに中学校を卒業見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、出身中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

志願者は、「入学願書」、「受検票」とともに「自己申告書」を本校校長に提出する。「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付す。

第2志望を希望する場合は、「入学願書」の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。ただし、第2志望の学科においてはこの選抜の対象としない。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

5 面接

令和5年2月22日（水）に実施する。面接方法は、個人面接とする。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、「Ⅱ 一般募集」による。

V 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続き等

1 私立中学校から出願する場合

① 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者は、出願の際、「入学願書」等とともに「住民票の写し」（出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。

② 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者及び令和5年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者は、下記「2 県外中学校等から出願する場合」による。

2 県外中学校等から出願する場合

ア 出願資格

出願について本校校長の承認を得た者

イ 出願承認の手続

「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して承認を受ける。

出願承認の申請を行う期間及び受付時間は次のとおり。

令和5年1月10日（火）から2月10日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

受付時間は 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。

なお、可能な限り、令和5年2月9日（木）までに「出願承認の申請」を行う。

ウ 出願する際の注意事項

① 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は本県所定のものとする。ただし、「調査書」の「各教科の学習の記録」については、都道府県等における評定を評定欄に朱記し、「備考」に10段階、5段階評定等の別を記入すること。

② 出願の際、「入学願書」等とともに、交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を提出する。

3 海外の日本人学校等から出願する場合

ア 出願資格の認定

海外の日本人学校等からの出願する場合は、出願の前に、「出願資格の認定」が必要なため、埼玉県教育局県立学校人事課（048-830-6735）に問い合わせること。

イ 出願する際の注意事項

「2 県外中学校等から出願する場合 ウ 出願する際の注意事項」に準ずる。ただし、「埼玉県公立高等学校出願承認書」を「出願資格認定申請書」に替える。

VI その他

不明なことがある際は、大宮高等学校に問い合わせること。